

法43条認定申請

<岩国市取扱版>

手続きの流れ: 事前協議 申請者(事前協議資料) → 岩国市 → 申請者
申 請 申請者(申請書) → 市(審査) → 認定 → 申請者

①提出書類

図書の種類		明示すべき事項		サイズ	部数	
申請書類	認定申請書	建築基準法施行規則第48号様式			A4又はA4折り	本申請2部(正本1部、副本1部)、事前協議1部 ※副本は正本のコピーで可。
	委任状	認定申請手続きについての代理業務を委託している場合に必要です。				
	付近見取図	方位、道路、目標となる地物等及び申請敷地周辺の状況、申請敷地明示、色塗り(②参照)				
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線(隣地境界線、道境界線等)、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、建築物の各部分の高さ、土地の高低、擁壁の有無その他安全上適当な措置、井戸及び合併処理浄化槽の位置、雨水及び汚水の排水処理(放流先)の記載 敷地の接する道の位置及び幅員、敷地から建築基準法上の道路までの距離及び道路の種別、幅員、接続状況(ただし距離が長い場合は、第1号は付近見取図、第2号は道の平面図に作成することができる)				
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部の位置				
	立面図	縮尺、開口部の位置				
	敷地の断面図	縮尺、土地の高低差、境界の位置、境界との距離、擁壁の有無その他安全上適当な措置、道と敷地の接する状況、道斜線制限検討図、建築物の位置及び高さ(配置図と併せて作成することができる)				
	写真	写真撮影方向位置の明示 敷地位置に赤色ラインの記入、道の位置に緑色ラインの記入(範囲が明確でない場合に限る) ～写真のとり方～ ・道路と道、道と敷地の関係並びに幅員記入等により状況が明確に判別できること。 ・土地に高低がある場合は、当該状況が明確に判別できること ・写真枚数は6枚程度以下にまとめて整理すること。				
	理由書	認定を受けようとする理由(具体的な文書として整理してください) ・省令第10条の3第1項各号の該当性の確認 ・敷地が建築基準法に規定する道路に接道していないため、認定を申請するものである旨 ・建築基準法の道路にすることができない理由 ・建築基準法に規定する道路に接道する土地を他に所有していない等の事項 (所有している場合は、そこに建築できないやむを得ない理由) ・申請者が考える交通上、安全上、防火上、衛生上支障がない旨の根拠				
	その他	敷地求積図 床面積求積図	求積に必要な各部分の寸法及び算式			
		地籍図	道の地目、色塗り(②参照)	申請日以前3ヶ月以内かつ最新のもので、法務局で取得した謄本の写しの原本で登記官の押印があるもの。(複写したものは、原本に相違ない旨の特記要)		
		登記簿謄本	道の登記簿謄本			
		協議書	<第一号に限る>【任意様式】 新たに宅地を整備し建築する場合、公的機関との協議内容(建替えは除く)			
	<以下、第二号に限る>					
その他	承諾書	申請者その他関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者、並びに位置指定道路の基準に適合するように管理する者の承諾 【岩国市建築基準法施行細則 様式16号の2】				
	道の平面図	方位、縮尺、道の幅員・長さ、すみ切り長さ、側溝、縁石、標示杭等の位置、土地の高低差、その他必要な事項、接続道路の種別及び幅員(原則、測量図面)				
	道の横断面図	道の構造、幅員、境界線等(縮尺1/30～1/50程度)				
	道の縦断面図	道の長さ、高低差、勾配等(縮尺1/30～1/50程度)				
	道の排水計画図	道及び計画敷地内の排水に必要な側溝、街渠等の位置及び構造並びに排水経路				

※上記以外に、その他市長が必要と認める書類が必要となる場合があります。(岩国市建築基準法施行細則第30条)

※事前協議用提出書類は、 ですが、案件により別途資料をもとめる場合があります。

②図書の色塗り

図書の種類	色塗りの対象	色	備考
付近見取図 地籍図	法第42条の規定による道路	茶	塗りつぶし
	道	緑	塗りつぶし
	敷地	赤	縁取り

③認定申請手数料

認定申請手数料	27,000円	※納付書による納付となります。
---------	---------	-----------------